

諸国民国家の情報社会化政策

矢 澤 修 次 郎

はじめに

地球上に現存する諸国民国家が、相次いで情報化の為の政策を打ち出したのは、1994 年ごろからのこととされている。本稿は、情報社会化の国際比較研究を目指すことを前提にして、各国民国家の情報社会化政策の特徴を明らかにすることを目的にした論文である。一体、国民国家の政策を明らかにすることによって、何が分かるのだろうか？ 人は、情報化、グローバル化によって、国民国家は大いに相対化され、もはや国家の政策はそれほど大きな意味を持たなくなる、と判断するかもしれない。しかし国民国家の政策やあり方は、依然として社会構造とその変動の方向にとって密接な関係を持っており、またその政策はその社会の反映としても考えられるのである。本稿は、このような立場から、各国の情報化政策を検討することによって、各国民社会が取ろうとしている情報社会化の方向性や、情報社会化の現状、問題点等を摘出し、本格的な情報社会化の国際比較研究のための仮説づくりに貢献しようとしたものである。

1 アメリカ合衆国の情報社会化政策

NII（国家情報インフラ）

世界の諸国民国家のなかで、最も早く情報社会化のための国家政策を持った国の一つは、アメリカ合衆国であった。アメリカは、クリントン大統領が1993年に「情報スーパーハイウェー」計画を打ち上げたが、それを受けて

ホワイトハウス科学技術政策室と国家経済評議会を後ろ盾とし商務省長官を議長とした「情報インフラストラクチャー・タスクフォース」(IITF) が作られ、情報・インフラストラクチャー・アドバイザー・カウンシルの助言をも得ながら、IITF が作成したのが「国家情報インフラ：行為のためのアジェンダ」(The National Information Infrastructure : Agenda for Action)¹⁾である。

国家情報インフラストラクチャーとは何を意味しているのだろうか？ この文書によれば、それは (1) 多様で広範な情報関連技術の総体、(2) 情報そのもの、(3) アプリケーションとソフトウェア、(4) ネットワークスタンダードとトランスミッション・コード、(5) 以上のものを使用する民衆、を含み、なおかつそれらを統合したもののことである。要するに、情報時代における人々の生活の基盤のことを指しているのである。

改めて指摘するまでもなく、アメリカにおいては民間セクターがこうしたインフラストラクチャーを整備すべく積極的に動いている。そこで政府の役割は、その民間セクターのイニシャティブの効果を相補し、さらに高めるところにある。その際に用いられる原則、目標は次の 9 つに整理されている。すなわち、(1) 民間セクターの投資の促進、(2) ユニバーサル・サービスの拡大、(3) 技術革新や新しいアプリケーションの促進、(4) 網の目のように結び合わされた、双方向的な、ユーザー主導の情報インフラの確立、(5) 情報のセキュリティとネットワークの信頼性の確保、(6) 周波数スペクトラムの管理の改善、(7) 知的所有権の保護、(8) 他のレベルの政府や他の国との協調、(9) 政府の情報を提供することによる政府機能の改善、がそれである。

それでは、この NII が確立、適用されることによって、どのようなベネフィットがもたらされるのであろうか？ この文書はそれを、経済的ベネフィット、ヘルスケア、市民ネットワーキング、研究、生涯教育、コストのかからないよりよい政府の創造、に分けて論じている。以下その論議を簡単に追っておくことにしよう。

経済的なベネフィットとしては、経済成長と生産性の向上、仕事の創造、

技術的リーダーシップの確立、地域・州・ローカル経済の発展、電子商取引の促進などが挙げられている。ヘルスケアの対するベネフィットとは、従来ヘルスケア・システムの維持のために費用が鰻登りに増え続けて、ヘルスケア・システムが危機状況にあることを受けて、NII がそのシステムの危機克服に十分貢献しようということである。

シビックネットワーキングに関して言えば、NII が「エレクトロニック・コモンズ」を創造するために使われ、コミュニティ・アクセス・ネットワークを使うことによって、政府の情報を普及することによって、さらにはユニバーサル・アクセスを促進することによって、パブリック・インタレストを涵養するために使われることを言っていると判断できるであろう。

研究に関しては、それほど多言を要しないであろう。現代の科学者やエンジニアは、それぞれ自分自身にとっての「大きな挑戦」を意識しているのであり、NII は研究共同体の生産性を上げ、研究共同体が抱える大きな問題に取り組むことを可能にしてくれるものである。

ヘルスケアと同様、本文書が生涯教育に関する効果を強調するのは、アメリカにおいて深く進行している教育の荒廃がある。高校へ進学しながら高校教育を終えることができない生徒が全国平均で 25 パーセントにものぼり、益々複雑化する社会で十分に働き生活していくために必要な言語能力に欠ける大人が 9000 万人にも達するという現状を踏まえて、NII を用いることによって、政府の教育計画目標（「目標 2000：アメリカを教育する法」）—高校卒業率 90 パーセント、数学・科学教育におけるアメリカの優位性の確保、完全な読み書き能力の達成、安全で麻薬の無い学校づくりなどを達成することが可能になるというのである。

結論的に言えば、NII は人々の生活、労働、相互作用の仕方を永続的に変革するであろう情報革命を可能にする客観的な基盤たりうるのである。

GII（グローバル・情報インフラストラクチャー）

アメリカは国内的に NII を構築するだけではなく、国際的にも情報インフ

ラストラクチャーを建設して行くべきであることを表明した。それが、1994 年 3 月、アルゼンチンのブエノスアイレスで開かれた国際電気通信連合の開発会議において行われた副大統領ゴアの演説である²⁾。

この演説でゴアは、持続的発展のための必要不可欠な条件は、「グローバル・インフォメーション・インフラストラクチャー」を建設することである、と主張する。GII は、グローバルな共同体を可能にし、それを基盤にして、経済的発展、民主主義、地球が抱える環境問題を始めとする様々な問題の解決、が可能になるからである。

勿論、GII は各国民国家がつくるネットワークをネットワークすることによって作られるのだが、ゴアは発展途上国にアメリカが国内で情報ハイウェイを構築した際に用いた 5 つの原則を用いることを提唱した。すなわちなによりもまず、プライベートな投資を推奨し、競争を促進し、そしてフレキシブルな規制のフレームワークを作り、あらゆる人々にオープンなアクセス、普遍的なアクセスを可能にしてゆくやりかたである。

もっとも、多くの途上国は発展を妨げる様々な問題を抱えており、その問題を解消するために産業化を終えた諸国は途上国を援助することが必要である。第 1 にわれわれは、産業化された国と途上国とが技術協力を行うために GII を使用することができる。第 2 に、世界銀行のような国際組織が途上国に財政援助を行うことが必要である。第 3 に、アメリカは途上国に対して新しい技術を導入・使用するために必要な技術的なノウハウを提供する用意がある。

改めて指摘するまでもないことであるが、この演説はアメリカの宣伝的色彩が濃厚であって評判は芳しくはなかったと言われている³⁾。しかし、グローバル情報社会の形成に向かって、アメリカがイニシアティブを取ろうとしていることは十分に伝わってくる演説であったことは間違い無い。

2 EU の情報社会化政策

EU は、EU 委員会第 13 局が 1994 年に提出した「パンゲマン報告：ヨ－

ロッパとグローバル情報社会」(Bangemann report : Europe and the Information Society)以降、その報告を拡大・修正する報告で、様々な情報社会化政策、調査研究、プロジェクトを展開しつつある。管見の限りでは、EUの情報社会化への取り組みは、現在のところ、最も優れたものの一つであると評価できるように思われる。以下では、政策そのものではないものの、今日の各種政策、プロジェクトの基盤となっていると思われるハイレベル専門家集団が作成したヨーロッパにおける情報社会の有るべき姿に関する最終報告(The High Level Group of Expert, *Building the European Information Society for Us All, Final Report*, 1996)⁴⁾を素材として、EUの情報社会化政策の基本的方向性を探っておくことにしよう。

このグループは、1995年の5月に設立され、1996年の1月に中間報告を提出し、1997年にこの最終報告を完成させている。

この報告をとりわけ興味深いものにしているのは、これまでの情報社会に関する議論が「技術やインフラ、情報やコミュニケーション・テクノロジーをひろげるための経済環境に関する議論に終始」していたことを反省して、情報社会が「社会的に根を持つ」ことの必要性、あるいは情報社会の「社会的なイシュー」を解明することの重要性を強調しているからである。

この専門家グループのビジョンによれば、今出現しつつある情報経済から、様々なモデルの情報社会が作り出され、そして究極的には知識社会、さらには知恵(wise)社会が作られていくと言う。ここで情報社会と言われているのは、「低価格の情報、データ蓄積、伝達テクノロジーが一般的に使用されている社会」を指す。そこで、実際には様々な情報社会のモデルが出現してくるだろうが、その差異を作り出すのは、「どれだけ社会的排除を避け、社会的に不利な条件に置かれた人々に、新しい機会を提供していけるか、その度合いにかかっている。」換言すれば、よりよい情報社会を創造するには、「連帯という強固なエートス」が必要不可欠なのである。こうして実現する情報社会において、構造化されていないデータや情報を分類、分析、処理、省察する事を可能にする知識を、さらには「社会のあらゆる側面の質を改善

する為に使われる知恵」を獲得して、われわれは知識—知恵社会を目指さなければならない。情報社会は決して目的ではありえない。

このグループの立場を支える基礎理論は、大別すれば二つある。一つは、情報コミュニケーション技術は、従来の技術が物質的な財や資本装置と相補的だったのに比して、人的な資源やスキルへのインベストと相補的である、との認識である。従って、情報社会というのは人材育成社会でもあるというのである。第二に、如何に新しいテクノロジーが重要であるとはいえ、それを外生変数とは考えず、それをあくまでも社会的ニーズに基づくものと考えることである。彼らによれば、今日の情報社会に関する議論に公衆の支持がないのは、これまでの政策議論が技術的考察に中心を置いていて、「技術的变化という外的な変化に適応せざるを得ない（しかも、参加することも、影響を与えることもできない）といった議論に」、その一因があるのではないか。必要なのは、技術決定論を脱して、情報社会に関する政策議論が社会の成員との関係において、成員の参加やインプットをも視野に入れながら、社会的に受け入れられ社会に根ざすことなのである。

以上のような基礎理論に基づいて、このグループは、以下の点の重要性を強調し、それらの諸点が全面的に展開できるように政策提言を行っている。

(a) 知識と技能の修得のための教育とりわけ生涯学習の重要性が増大する。

(b) 情報社会の発展を民間部門に委ねるのはミニマリストアプローチであると判断し、市場の適切な規制、公共的な情報サービス、ヘルスケアなどの分野に置いて、公共部門が新たな積極的な役割を果たすことが重要になる。

(c) これまでの社会においては、コード化された知識のみが重視されてきた。しかし情報コミュニケーション技術は、コード化された知識と潜在的な知識の間の境界線を可変的なものにし、増大しつつあるサービス労働においては潜在的な知識の重要性は減少するどころか、その重要性が増す。そこで潜在的なヴァーチャルな価値が、誰によって、どのように形成されるのか、ヴァーチャルな価値の連鎖を解明することが重要になる。

(d) 情報社会に置いては、組織と労働の性格が大きく変容する。柔軟な組織の重要性が増大し、テレワークなどの新しい働き方の比重が増大する。

(e) 情報社会化に伴って、以前にも増して時間が重要で希少な生産要素になるために、働く時間がフレキシブルになり、生活・消費の時間の重要性が増大する。

(f) グローバル化が急速に進行して行くが、それが当該社会への脅威としてあるという文脈ではなくて、そのベネフィットを統合する方法、手段を探究するとう文脈で理解されるべきである。

(g) そして最後に、全ての人々を含み込む社会統合の夢を実現しなければならない。

このような方向に沿った政策が実施されて、新しい仕事と新しいタイプの労働が行われ、新しい共同体が作られ、新しい文化が花開き、情報社会にふさわしい政治が行われるのを、このグループは目指しているのである。

以下では、EU 傘下の各国民国家の情報政策を見ていくことにしたい。

3 デンマークの情報社会化政策

デンマークは、今日、情報テクノロジーやビジネスの点でヨーロッパの優等生と評価されると同時に、「新しい情報テクノロジーの社会的帰結に細心の注意を払う数少ないヨーロッパの国」とも注記されている国である。

デンマークにおける情報化政策の基本文書は、1996年に発表された「すべての者のための情報・社会—デンマークモデル」⁵⁾ (*The Info-Society for all-Danish Model*) である。

この文書によれば、デンマークモデルを構成する3つの主要要素が存在する。まず第1の要素は、情報・社会が構成員全員のためのものであることを保証する社会的責任がある、ということである。情報テクノロジーは、われわれに新しい可能性を与えてくれるが、それは重大な危険性を持っている。それは強者をより強く、弱者をより弱くしてしまう危険性である。その陥穽に陥らないようにして、情報社会を建設してゆくことがなによりも重要であ

る。そのためにわれわれは、意識的な政治的、社会的努力をすることが必要である。すなわち政府はその社会的責任を果たされなければならない。より具体的には、それは教育システムを通して実現される。また公共図書館は、多くの人々にとって情報テクノロジーへと接触してゆく通過点である。さらに情報キオスクが、図書館、地域自治体などに設置され、一般公衆にオープンにされなければならない。要するに障害者のような社会的弱者にたいしては、最大限のアドバンテージが与えられなければならないのである。

第 2 の要素は、情報・社会をダイアログによって作り、しかも作られた情報・社会においてあらゆる構成主体が責任ある行為を行えるような、そうした情報・社会をダイアログによって創造してゆくことである。デンマークにおいては、望ましい発展は、徹底的なダイアログを通じて達成されると考えられている。これは、前世紀における農業のリストラの際にも取られた方法であるし、福祉社会建設の際に取られた方法でもある。会社は、単に効率を上げるためだけに技術を使うのではなくて、新しい製品や生産過程を革新する点で大きな責任を負っている。また今日における会社は、世界大の電子のネットワークに連なることによってはじめて仕事を創造することができる。そこで大小の企業は「ネットワーク企業デンマーク」(Network Corporation Denmark)を作り、それを通じて内外の企業とネットワークを構築することを課題としている。労働組合は、情報社会に対する労働者の理解を増進し、教育を行い、さらにはテレワークなどを推進して、仕事と雇用の条件の改善につとめる責務を負っている。市民は情報・社会のポテンシャルに対して建設的な関心を持ち、様々に開かれた機会を生かしてゆくことが大切であろう。以上のような情報・社会の各構成主体に個別的な課題に加えて、全構成主体に共通の課題も存在する。それは、テクノロジーのポテンシャルに意識的になり、資源の浪費を少なくし、持続可能な発展を可能にする環境社会を作ることである。デンマークは、これまでこの方面でのチャンピオンとに評価を与えられてきている。それを情報テクノロジーによってさらに促進してゆくことが大切である。

第3の構成要素は、明確な先見に基づくインフラ整備である。具体的には、テレコム・セクターの自由化、インターネットの発達、ネットワークの安全確保、エレクトロニクス・データの交換、20-30年前から行われている市民登録番号と並ぶ会社登録番号の導入、などが考えられている。

以上のような3つの構成要素に注目してゆけば、かつて「情報・社会2000計画」が発表された後に広範な論争が展開され、かつまたそれだけではなく、デンマークは情報社会を実践としても受け入れたことに鑑みて、2000年にはデンマークは、「家庭におけるPCの普及は、アメリカを上回るだろう」との予測もあながち誇張ではない、高度な情報・社会を建設することに成功するのではないだろうか。

最後にこの文書は、個別的論点として、学校における情報技術、インターネットのなかのデンマーク人、魅力的なテレコム・ネットワーク、情報・社会のなかの会社、情報社会の労働、を検討している。以下では、興味深い教育の問題と労働の問題に触れておくことにしよう。教育に関しては、とりわけ小中学校において、「教えることから学ぶことへ」(from teaching to learning)、すなわち単に知識を教え込むのではなくて、教育を受ける者が教師を協力者として、問題を自らが解き、知識を吸収してゆく過程を可能にする、それが情報技術であることが強調されている。そのために教師の教育が必要であり、教育現場に情報機器を整備しなければならない。現在は、平均生徒28人に一台のコンピューターがあるが、事態はもっと改善されて行くだろう。労働に関しては、情報・社会はよりフレキシブルな、家族志向的な労働状況を提供するポテンシャルを実現するのであり、その実現のために最大の努力を傾注することが必要である。

4 ドイツの情報社会化政策

EU諸国の中で国際的に注目される情報社会化政策を打ち出している国は、デンマークの他に、イギリス、フィンランド、ドイツなどを上げることが出来る。しかし本稿では、乱暴は承知の上で、イギリスをアングロ・サクソン

型としてアメリカをもって代表させて検討の対象から除外し、便宜的にドイツを北ヨーロッパ型のもう一つのケースとして検討しておくことにとどめざるをえない。

現在のドイツの情報社会化政策を代表する文書は、1996年2月に発表され「情報2000：情報社会へのドイツの道」⁶⁾ (*Info 2000: German's Way to the Information Society*) である。極めて体系的な文書で、いかにもドイツらしい政策文書だと言える。

ドイツは情報社会化によって達成されるべき目標として以下の12の項目を上げている。すなわち(1)経済成長と雇用の増進、(2)情報社会における競争のためのルールづくり、(3)社会やビジネス・コミュニティのメンバー間のダイアログの促進、(4)教育のあらゆる側面において新しい情報テクノロジーを使用する能力をつけ、使用を促進する、(5)情報テクノロジーの分野におけるドイツの研究・開発の未来を保証する、(6)情報・コミュニケーションにおける効率的で信頼できるインフラの拡大、(7)行政への情報技術の導入、(8)ビジネス、交通、環境、健康、教育への情報技術の導入、(9)情報時代における個人の権利の保護、(10)エレクトロニクス情報システムを使った科学、技術、経済データへのアクセスの改善、(11)EU政策との協調、(12)情報社会に関する国際協調の推進、がそれである。

以上のような目標を達成するために、政府は次のような領域に力点をおく。第1は、情報社会への移行は、能動的に形成されるということである。今ドイツが、情報産業の国際的な競争力を高め、情報技術が可能にする柔軟な生産を実現し、グローバル化した商業戦略を持ち、イノベーションのサイクルを短くすることに成功しなかったら、経済成長は不可能になり職を失う事態が出現するだろう。従って政府は、情報社会への道に横たわる障害を取り除き、科学・技術的發展に調和する法的枠組みを整備する必要がある。

第2は、情報社会に対する公衆の態度が肯定的にならないと情報社会化はあり得ないという前提に立って、政府は社会の関連集団と対話を行い、現代情報技術のベネフィットを明らかにすることを通して、情報社会への公衆の

積極的な態度を涵養する、ことである。

第3は、情報社会においては新しいタイプの仕事が作られ、労働者にも新しい能力の開発が求められるようになるために、新しい教育・訓練のシステムを作り出すことが必要になる、ということである。

第4は、情報社会化のためには、研究・技術開発がますます重要なものになる、ということである。

第5は、現代の情報技術が公行政の改革に導入され、市民のニーズにより近い小さな国家がつくられることが重要である、ということである。

第6は、情報技術の分野ほどスタンダードが重要な役割を果たす分野はなく、政府はそのスタンダードが情報社会のニーズに適合的になるよう努力する、ということである。

第7は、情報社会においては情報技術の新しい使い方が開発される結果、日常生活の組織形態が大きく変化する可能性があることを踏まえて、生活のあらゆる分野への技術のアプリケーションが推進される必要がある、ということである。

第8は、現代の情報インフラの特徴の一つはそれが国際的次元を持っていることであるから、政府は様々なレベルで国際的な調整をしていくことが重要である、ということである。

そして最後第9は、情報社会への道は様々なレベルの意思決定者が相互に調整・協力することによって達成される、ということを認識することである。

いくつかの文書が指摘しているように、ドイツの政策は他の国のそれと余り大きな違いを持っていないように思われる。しかし、情報社会化がもたらす経済、政治、社会に対する広範な挑戦を重く受け止めるとともに、あくまでも民間部門のイニシャティブを尊重しながら、同時にそれに見合った法的な枠組みを与えてゆくことを重視するドイツのやり方は、いかにもドイツらしい。そこからユニークだと言われる「マルチメディア法」の制定の動きも現れてきたのだろう。それは、プライバシーの保護、エレクトロニクス取引の安全、違法な内容の排除を目指したものである。

5 フランスの情報社会化政策

これまで検討してきた北ヨーロッパの国民国家の情報社会化政策に比して、フランス、イタリア、ポルトガル、ギリシャなど、いわゆる南ヨーロッパ諸国の情報社会化政策は、多くの場合、体系的展開に欠けるか、注目されないものが多かった。それは、ある視点からすれば情報社会化の進展が立ち後れているからであり、別の視点からすればアングロ・サクソン型や北ヨーロッパ型とは違った情報社会化が考えられるからであろう。

フランスは、現在までのところ、体系的・包括的な国を代表する情報社会化政策を持たずにいる。1994年に当時のフランス・テレコム総裁は、フランス版情報ハイウエー創設提案を行った。それは大変な論争を呼んだが、結局のところ、政府は全体としてこの提案をとらず、バンゲマン報告を借りて、EUと共同歩調を取る戦略をとることになった。これは、60年代までであった大プロジェクト方式から段階、プラグマティックアプローチへの変化と考えられた⁷⁾。その結果、現在は情報社会化の個々の分野の政策が多く提出され積み上げられている段階である。取えて言えば、Autoroutes et Services de Information en France としてまとめられている74の実験の総体がフランスの情報社会化政策と言えるのだろうか。出されている個別分野の政策を見ると、1997年以降、フランスにおける情報化のスピード・アップが行われていると判断することができるであろう。

他方、これまでフランスでは、新しい情報テクノロジーに関するフランスの立ち後れの議論が盛んに行われてきた。言うまでもなく、これはミニテル現象の一つの結果であり、1980年代初めから、フランス国民は有料ながらも、オンラインサービスを楽しんで来たことが、またフランス政府がインターネットの使用を促進しなかったことが、フランスの立ち後れを招いたと言える。そこでフランス政府は、情報技術がフランス社会に与える影響、新しい情報技術と教育との関係、企業の情報化、インターネットなどの項目に関して研究を開始し、多くの報告書が提出された。ここでは、Isabelle Falque-

Pierrotin 女史を議長とする Internet Interministerial Commission のレポート（1996 年）を瞥見しておくことにしよう⁸⁾。

本報告の問題意識は、インターネットのサービスは単に新しいテクノロジーの発展を代表しているだけではなくて、その成功とその普遍的な性格は、それが新しい社会空間を作りだしたことを意味し、したがってその空間における新しい行動ルール、「新しい市民性」がつむぎ出される必要があることを意味しており、だとするならば、自由や権利といったヒューマニスティックな価値を体現してきたフランスは、インターネット上でその方向性を助長することが必要ではないか、というものである。

それではこの目的を達成するためには何がなされるべきであろうか。本報告は、それを以下の 7 つに整理している。何よりもまず第 1 に、インターネットは外的な規制よりも自己規制のシステムを作ることが望ましい。第 2 に、インターネットに関わる人々の責任を明確にすることが必要であろう。第 3 に、国際的な協力を推進する必要があるだろう。第 4 に、エレクトロニクス商取引を推進する必要があるだろう。第 5 に、オンラインサービス委員会のような研究、分析、媒介役を果たす団体を設立する必要がある。第 6 に、サイバースペースに関わる人々の訓練、教育、動員を支援する必要があるだろう。そして第 7 に、ネットワーク上に、より多くフランスとその言語が乗せられるように奨励する必要があるだろう。

この最後の点に関しては、若干の説明が必要になるかもしれない。本報告によれば、今日のインターネットは 80 パーセントが北アメリカのサーバーで、相互コミュニケーションの 90 パーセントは英語で行われているという。この現状は、明らかにヨーロッパ的あるいはフランス的価値と照応していないから、明らかに正常化、是正の対象になる。その為には、フランスはミニテルの経験を生かして、新しいサービスを提供する必要がある。またフランスの産業は、内容の面でもネットワークのアプリケーションの面でももっと力をつけなければならない。そうすれば、インターネット上でフランス語が 2 パーセントしか占めていない現状は、変化してゆくのではないか。

6 イタリアの情報社会化政策

イタリアも、国家レベルの統一的な情報社会化政策を持つことは、かなり遅れた。イタリアは、1997年4月、「イタリアにおける情報社会の発達を推進するために：報告の一スキーム」⁹⁾(Presidenza del Consiglio dei Ministri, Promuovere lo Sviluppo della Società dell'Informazione in Italia: Uno Schema di Riferimento)という首相の諮問委員会の文書を発表し、ようやく前記の状態を脱しようとしている。

まずこの文書は、情報社会形成の背景を、グローバル化、技術革新、市場の変容の3点から説明する。この背景の説明には新しい視点はないが、この文書が情報社会においては、労働組織の形態が大きく変化し、テレワーク、サテライトオフィス、モバイル労働などが可能になることに興味を示しているのは、イタリアにおける情報社会に一つの力点を示しているのであろうか。

次にこの文書は、情報社会をイタリアにとっての絶好の機会と捉え、それを生かすためには、インフラ整備、情報技術の開発、ソフトの生産、イタリアが国際的な市場で優位な位置を占めること、プライバシーの保護、電子商取引の安全確保など、が必要になるなど、これまでに強調されてきたことを述べ、最後に情報社会化を促進するための行政の施策について述べている。この文書では、この部分が一番詳しく、ここが本報告の主要部分と見なして良いであろう。ここでは、以下の諸点が強調されている。

第1に、情報技術をだれでもが自由に使いこなせるようにすることである。

第2に、情報技術を駆使して、科学、技術、研究・開発を促進することである。

第3に、情報技術を使って公衆の需要を識別し、行政の構造を変革することによって、それを充足してゆくことである。そのためには新たな投資も必要になるう。

第4に、情報コミュニケーション技術に起因する新たな職業の創造を推進

することである。

第5に、様々な革新と国際化を推進するために、財政的なインセンティブを与えることである。

第6に、エレクトロニクス商取引をインターネットによって推進することである。

ところで、イタリアが1997年まで国家レベルの統一的な情報社会化政策をもたなかったからといって、イタリアはまったく情報化に取り組んでいなかったわけではない。なぜならば、イタリアはEUレベルで、IRISI (The Inter-Regional Information Society Initiative) 計画を推進することに責任をもってきたのであり、かつまたG7レベルでは、Global Inventory Projectに責任を持つ立場にあったからである。ここでは、イタリアの情報化の方向性をより明確にするために、IRISI計画について、若干検討しておくことにしたい¹⁰⁾。

この計画は、ヨーロッパ全体で6つの地域が選択されているが、その中の一つピエモンテ地域は、イタリアが責任をもって発展させている。これは言ってみれば、情報社会の地域における実験場である。そこで当該地域において、中小企業へのデジタル、コンピューター技術の適用、マルチメディア、文化・娯楽サービスの提供、ホームショッピング、経済活動への高度なサービスの提供、健康・医療活動の情報化、遠隔教育・生涯教育の展開、テレワーク、大学・研究機関のネットワーク化、公共機関の情報化、情報技術を駆使した道路交通整備、情報技術による航空管制、など多くの試みが行われている。

この実験の基本的メカニズムは、情報テクノロジーの適用、公・私・社会組織のネットワーク形成、経済的競争力と社会的ニーズ（生活の質、環境）のバランス維持、地域内部、地域間で経験を交換するプラットフォームの提供などと総括することができるが、とりわけユニークなのはこの実験の実施戦略である。それは、その地域の重要な集団のすべての代表者が参加するRegional Information Society Steering Groupを形成することから始まり、

つづいて情報社会計画の実践主体たる Regional Information Society Unit が形成され、かつまたキープレーヤーが同定され、そのコミットメントが確認され、かれらが、情報技術や科学的分析を駆使するとともに、ワークショップなどを通じた住民との協議などを繰り返すことによって、ネットワークを形成して情報社会化を実現して行こうとするものである。情報社会化の実践として誠に興味深い。

ところでイタリアにおける実験場としてのピエモンテは、450万人の人口を擁し、スイス、フランスと国境を接している¹¹⁾。トリノを中心として北は、自動車産業とそれに部品を供給する製造業を中心としており、南はシリアル、米、ブドウ・ワイン製造を行っている。コンピューター産業（オリペッティ）がイブリアに立地している。近年サービス部門の伸びが最近著しい。衣服の卸売りでは、イタリア第三位を占め、データ処理、ビジネス・サービスの部門では、25000ユニットが存在している。

これまで何度も言われてきたように、イタリアは地域主義の国家である¹²⁾。地域、階層、個人差が大きく、その多様性を尊重し、違いに対して寛容である。その特徴を生かして、地域の情報社会化が着実に進行しているのである。このことは、忘れられてはならない。

7 シンガポールの情報社会化政策

シンガポールの情報社会化政策 (*IT2000-A Vision of the Intelligent Island*) は、1991年8月に設定された¹³⁾。これは恐らく、世界でもっとも早く国民国家によって制定された情報社会化政策であろう。シンガポールは、それ以前の10年間、労働者にコンピューター・リテラシーをつけ、テレコミュニケーションのインフラを整備するなどして、情報技術を戦略的に利用することによって、彼ら自身の評価では世界のトップクラスの国民国家に成長した。この計画は、その成果の上に立って、全国的な情報インフラを整備し、家庭や工場、会社、学校などにある全てのコンピューターをネットし、それを情報アプライアンスにすることによって、全島をインテリジェントア

イランド化するというものである。その目標は、世界的な競争力をつけることによって、シンガポールを世界のハブに発展させること、経済的なエンジン能力の向上、個々人のポテンシャルの向上、コミュニティをローカルにもグローバルにもリンクすること、生活の質に改善、などに置かれている。

シンガポール政府は、その後この計画を実現するためのマイルストーンとして、「シンガポール・ワン」政策を打ち出した¹⁴⁾。それは、高資質のネットワークとスイッチを持つ広範なインフラのレベルと、そのインフラを前提とした先進的なアプリケーションとサービスのレベルとによって構成されている。これは、シンガポールという国民国家を発展させるエンジンと考えられているのである。

なにがシンガポールをして、世界的な競争能力を身につける方向に走らせるのであろうか。それは私見によれば、淡路島ぐらゐの小島に人的資源以外にほとんど依拠するものを持たないシンガポールの危機意識であろう。しかしシンガポールが成功するにつれ、情報社会化を推進すればするほど、様々な方面から、シンガポール・アイデンティティとか、アジア的価値¹⁵⁾の重視といった問題提起が聞こえるようになってきている。どうやら、シンガポールも一つの曲がり角にさしかかっているように思われる。

8 小括

確かに E. J. Wilson III が言ったように¹⁶⁾、国民国家の国家戦略を比較するということは、いろいろな意味で危険な活動である。今その作業を、不十分ながら終えて見て、改めてその感を深くしている。しかしそのことを十分意識した上で、以下では二つのことを言っておきたい。

一つは、情報社会化への道に関しては、やはりアングロサクソン型（代表アメリカ）、北ヨーロッパ型（デンマーク、ドイツ）、南ヨーロッパ型（フランス、イタリア）、アジア型（シンガポール）を識別できるのではないかとことである。アングロサクソン型は、民間セクターの市場における競争から情報社会へと入っていく。これに対して、ヨーロッパ型は、市場におけ

る競争を意識しながらも、「強固な連帯のエートス」を登場させざるを得ない。さらに南ヨーロッパ型になると、自由や権利、地域主義といった社会的価値¹⁷⁾を登場させざるを得ない。アジア型は、アジア的価値を持ち出すことになっている。

二つは、マニエル・カステルがM. ウェーバーの『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』にならって、情報主義の精神を解明しようとしていることに関係している¹⁸⁾。カステルはその構成要素を、ビジネスネットワーク、技術的道具、グローバルな競争、国家、ネットワーク企業などに求めた。しかしそれらの構成要素はばらばらで、それらをつなぎ合わせるグルーのようなものが必要である。カステルは結局、それを多面的なバーチャル文化、シュンペーターの創造的破壊の文化に求めた。しかし果たしてこれで良いのか。これでは経済主義的な価値の席卷が起こりはしないであろうか。今少し、多面的なバーチャル文化のなかで理念と利害の関係は如何にあるのかが問われなければならないのではないだろうか。

- 1) The National Information Infrastructure: Agenda for Action は、次のサイトからダウンロードしたものを利用した。 <http://142.78.40.7/ifla/documents/infopol/us/nii.txt>
- 2) この演説は、次のサイトからダウンロードしたものを用いた。 <http://142.78.40.7/ifla/documents/infopol/us/goregii.txt>
- 3) マルチメディア政策研究会編『徹底検証・日米欧マルチメディア政策』株式会社クリエイトクルーズ、1994年、17頁。
- 4) The High Level Group of Expert, *Building the European Information Society for Us All, Final Report*, 1996, European Commission. これは次のサイトからダウンロードしたものを用いた。 <http://www.ispo.cec.be/hleg/Building.html>
- 5) Ministry of Research and Information technology, *The Info-Society for all-Danish Model*, 1996. これは、以下のサイトからダウンロードしたものを用いた。 <http://www.admin.ch/G7/gt/strats/europe/english/gti.htm>
- 6) Federal Ministry of Economics, *Info 2000: Germany's Way to the Informa-*

- tion Society, 1996. これは以下のサイトからダウンロードしたものを用いた。
http://www.BMWi-info2000.de/gip/programme/info2000/info2000_e.html
- 7) 以上の経過は <http://www.admin.ch/G7/gt/strats/europe/english/f3.htm#FR> から得たものである。
- 8) A report of Internet Interministerial Commission chaired by Madame Isabelle Falque-Pierrotin. これは以下のサイトからダウンロードしたものを使用した。
<http://www.telecom.gouv.fr/english/activ/techno/missionint.htm>
- 9) Presidenza del Consiglio dei Ministri, *Promuovere lo Sviluppo della Società dell'Informazione in Italia: Uno Schema di Riferimento*, 1997. これは以下のサイトからダウンロードしたものを用いた。
<http://www.comunicazioni.it/pcmdoc.htm>
- 10) IRIS 計画の検討は、以下のサイトからダウンロードしたものを用いた。
http://www_iris.polito.it/
- 11) ピエモンテの情報は、以下のサイトから得た。
<http://spavalda.polito.it/~malnati/piemonte>
- 12) 岡本義行『イタリアの中小企業戦略』三田, 1994 年。とりわけ第 1 章, 第 5 章を参照されたい。
- 13) この政策に関しては、以下のサイトからダウンロードしたものを利用した。
<http://www.gov.sg/ncb/transform.asp>
- 14) この政策に関しては、以下のサイトからダウンロードしたものを用いた。
<http://www.s-one.gov.sg/html/overview/sldef01.html>
- 15) 例えば、次の文献を参照のこと。Stella Quah, "Values and Development in Asia: A Historical Illustration of the Role of the State" *International Sociology*, Vol. 12, No. 3, pp. 295-328.
- 16) ただし筆者は、この論文は未見である。この情報は、以下のサイトから得た。
<http://www.admin.ch/G7/gt/strats/europe/english/top.htm#Avant-Propos>
- 17) 西垣通「高度情報化による社会の変容—知識と知恵」『岩波講座現代の教育 8 情報とメディア』岩波書店。1998 年, 27-45 頁。
- 18) Manuel Castells, *The Rise of Network Society*, 1996, Blackwell, pp. 195-200.

(一橋大学社会学研究科教授)